

## 島根大学部局長選考規則

(平成16年島大規則第173号)

(平成16年10月1日制定)

[令和元年6月26日最終改正]

### (趣旨)

第1条 この規則は、島根大学（以下「本学」という。）における部局長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 部局 各学部，自然科学研究科及び医学部附属病院をいう。
- 二 部局長 前号に規定する部局長をいう。
- 三 学部教授会等 各学部，自然科学研究科の教授会及び医学部附属病院長候補者選考会議をいう。

### (選考事由)

第3条 部局長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 部局長の任期が満了するとき。
- 二 部局長が辞任を申し出たとき。
- 三 部局長が欠員となったとき。

### (部局長の資格)

第4条 部局長となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、部局における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するものとする。ただし、医学部附属病院長にあつては、診療及び病院の管理・運営に関する識見並びに医療安全管理の経験及び知見を併せ有するものとする。

2 学部長及び自然科学研究科長となることができる者は、当該学部又は研究科を担当する常勤の教授であるものとする。ただし、医学部長にあつては、医学部附属病院を担当する常勤の教授を含むものとする。

3 医学部附属病院長となることができる者は、医師免許を有するものとする。

### (部局長候補者の選考)

第5条 学長は、部局長の選考にあたり、次に掲げる教授会等に候補者の推薦を求めるものとする。

- 一 各学部長は、当該学部教授会
- 二 自然科学研究科は、自然科学研究科教授会
- 三 医学部附属病院長は、島根大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「病院長選考会議」という。）

### (推薦)

第6条 前条の規定により、当該学部教授会等は、部局長候補者を原則として複数名推薦するものとする。

### (選考及び任命)

第7条 学長は、前条の推薦があつたときは、当該部局長候補者の面接を行い、部局長を

選考し任命する。ただし、部局から推薦された部局長候補者のうち、適任でないと判断した者がいるときは、その理由を付して当該部局にその者に代わる部局長候補者の推薦を求めることができる。

2 学長は、部局長を選考したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

(任期)

第8条 部局長の任期は、次の各号のとおりとする。

一 学部長及び自然科学研究科長 2年（再任する場合、引き続き4年を超えて在任することはできない。）

二 医学部附属病院長 3年（再任する場合、引き続き6年を超えて在任することはできない。）

2 学長は、前項の規定を超えて部局長の任期を延長する必要があると認める場合には、当該学部教授会等の意見を聴取し、前項の規定を超えて部局長の任期を延長することができる。

3 前項による部局長の任期の延長にあたっては、第1項第1号の部局長については引き続き6年を超えて在任することはできず、第2号の部局長については引き続き9年を超えて在任することはできない。

(解任)

第9条 学長は、部局長（医学部附属病院長を除く。）が次の各号の一に該当するとき、及びその他部局長たるに適しないと認められるときは、教育研究評議会の議を経て当該部局長を解任することができる。ただし、学長は、第3号に該当する場合を除き、教育研究評議会の審議に先立ち、解任すべき事由について当該学部教授会の意見を聴くものとする。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 当該学部等教授会の議に基づき当該部局長の解任の申出があったとき。

2 学長は、医学部附属病院長が次の各号の一に該当するとき、及びその他医学部附属病院長たるに適しないと認められるときは、役員会の議を経て医学部附属病院長を解任することができる。この場合において、学長は、解任すべき事由について医学部教授会に説明するものとする。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、部局長候補者の選考に関し必要な事項は、当該学部教授会等において定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月21日一部改正）

この規則は、平成21年4月21日から施行する。

附 則（平成24年3月19日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される自然科学研究科長の任期は、第8条第1項第1号の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成30年8月9日一部改正）

この規則は、平成30年8月9日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日一部改正）

- 1 この規則は、令和元年6月26日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に部局等において部局長候補者の選考を開始しているものについては、この規則による改正後の島根大学部局長選考規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。